

# 身体障害者用駐車場の運用について

## 1 <身体障害者用駐車場利用対象者> (運用開始 平成 28 年 7 月 1 日)

- (1) 身体障害者手帳所持患者
- (2) 公安委員会の発行する駐車禁止等除外標章所持患者

## 2 専用入場券の受領方法

- (1) 初回の方で、身体障害者手帳又は公安委員会の発行する駐車禁止等除外標章をお持ちの方は警備員に提示し、専用入場券を受け取って下さい。
- (2) 「許可証」をお持ちの方は、診療科受付において、「許可証」を提示し、次回予約日の専用入場券の発行を申し出て下さい。

## 3 許可証の申請方法

- (1) 提出書類
  - ① 身体障害者用駐車場入場許可申請書兼誓約書
  - ② 身体障害者用手帳又は公安委員会の発行する駐車禁止等除外標章のうち、いずれかのコピー
- (2) 申請時には身体障害者用手帳等の提示が必要となります。

## 4 許可証の交付

「許可証」は次回受診時に申請時に指定された診療科受付で交付します。

## 5 身体障害者用駐車場利用方法

- (1) 入場する際には、専用入場券を駐車券読取機に入れて下さい。
- (2) 出庫の際には自動的にバーが上がります。

\* 専用入場券がなければ入れませんのでご注意下さい。

## 6 その他

身体障害者手帳等又は「許可証」をお持ちでない場合には専用入場券はお渡しできませんのでご了承下さい。

近畿大学医学奈良病院長